

# 第2期 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン 概要 (案)

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の背景と趣旨

- 国では、少子化対策として、子育てを社会全体で支援する観点から、2003（平成15）年に次世代育成支援対策推進法を制定
- 2012（平成24）年に子ども・子育て支援法等子育て関連3法が成立し、2015（平成27）年から地域の子育て支援サービスの充実を推進するための子ども・子育て支援新制度が開始
- 子ども・子育て支援法に基づき2015（平成27）年に策定した「郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」が終了することから、第2期プランを策定し、引き続き子育て支援に取り組む

### 2 計画の位置付け

- 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
- 市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法）
- 母子家庭及び寡婦自立促進計画（母子・父子・寡婦福祉法）
- 母子保健計画（すこやか親子21（第2次））
- 子どもの貧困対策についての計画（子どもの貧困対策推進法）

### 3 計画の期間 2020（令和2）年度～2024（令和6）年度（5年間）

## 第2章 現状と課題

### 1 郡山市の現状

- 人口等の状況 ○子育てに関する状況

### 2 郡山市の課題

- 保育 ○放課後の児童の居場所 ○相談体制や情報の周知 ○切れ目のない支援 等

## 第3章 計画の基本理念、基本目標

## 第4章 施策の展開

・「施策の体系」のとおり ※まちづくり基本指針に関連したアウトカム指標を設定

## 第5章 本市の数値目標等

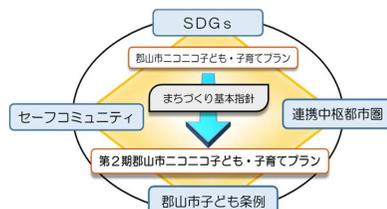
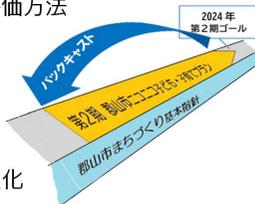
- 1 教育・保育提供区域について
- 2 教育・保育の量の見込み及び確保方策
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の進捗管理・評価方法

- ・PDCA サイクルにバックキャストの視点
- ・子ども・子育て会議において、点検・評価

### 2 関係機関との連携強化



### 第2期プランの主なゴール（2020→2024）

- 保育所の待機児童解消（20人 → 0人 / 2021年4月）
- 放課後児童クラブの待機児童解消（130人 → 0人 / 2022年4月）
- 切れ目のない支援体制の構築（個々のケースに応じたケア＆ケア）

## 施策の体系

### <基本理念> 「子どもの想い」を第一に考えるまち こおりやま

#### <基本的な視点>

- (1) 子どもの最善の利益を尊重する視点
- (2) 社会全体で子育てを支援する視点
- (3) 切れ目なく子育てを支援する視点
- (4) SDGsの視点
- (5) セーフコミュニティの視点
- (6) 本市独自の視点（郡山市まちづくり基本指針、郡山市子ども条例、連携中枢都市圏）

#### <基本目標Ⅰ>

人と人がつながり、みんなで子どもたちを育むまち

- (1) 子育て世帯のニーズに応じた保育サービスの充実
- (2) 地域における子育て支援の充実
- (3) ひとり親家庭への支援の充実
- (4) 子どもや妊産婦の健康の確保
- (5) 思春期の保健対策
- (6) 児童虐待の防止

#### <基本目標Ⅱ>

子どもたちの笑顔があふれ、未来への夢がふくらむまち

- (1) 放課後に子どもたちが安心して過ごせる居場所の提供
- (2) 子どもたちが様々な体験をし交流できる機会の充実
- (3) 子どもたちが健全に成長できる環境づくり

#### <基本目標Ⅲ>

一人ひとりの個性を伸ばし、全ての子どもが輝くまち

- (1) 時代のニーズに応じた教育の推進と教員の指導力向上
- (2) 学校へのニーズに応じたサポート体制の充実
- (3) 学校施設の改修等による児童生徒の安全確保
- (4) 子どもたちの心と体の健全な成長

#### <基本目標Ⅳ>

子どもたちが学びたいことを楽しく学び、地域で活躍するまち

- (1) 家庭や子どもたちと地域住民との交流の促進
- (2) 子どもたちの読書環境の整備

#### <基本目標Ⅴ>

誰もが健康で生きいきと暮らせるまち

- (1) 障がい児施策の充実
- (2) 子どもの健康被害の予防
- (3) 食育の推進

#### <基本目標Ⅵ>

子どもたちが安心を実感できるまち

- (1) セーフコミュニティの推進
- (2) 子どもが安全に暮らせる環境づくり

#### <基本目標Ⅶ>

快適に子育てができるまち

- (1) 男女共同参画社会の推進
- (2) 都市環境・居住環境の整備等

横断的取組

子どもの貧困対策